

第 7 9 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、付則に次の 3 項を加える。

- 2 保健所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。
- 3 前項に規定する手当の額は、従事した日 1 日につき 4, 0 0 0 円を超えない範囲内において、規則で定める。
- 4 付則第 2 項の規定により防疫等業務手当を支給する場合においては、第 1 4 条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び付則第 2 項」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区職員の特殊勤務手当に関する条例付則第 2 項から第 4 項までの規定は、令和 2 年 1 月 2 7 日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために行った

業務について、防疫等業務手当を特例として支給する規定を加えるほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。